

2021 年 4 月 23 日 コンプライアンス委員会

通報取扱いの適正性についての評価検証について

2020 年度に法務コンプライアンス室長が取り扱った通報について、コンプライアンス委員会（2021 年 4 月 23 日）において、各通報の趣旨、事実、違反行為の認定および是正の措置について報告があり、評価、検証を行い、その取扱いは適正であったと評価致しました（学校法人立命館通報取扱規程 23 条 2 項）。

【参考】

（コンプライアンス委員会における検証）

第23条 理事長は、毎年度、監事および法務コンプライアンス室長が取り扱った通報について、通報の趣旨、事実、違反行為の認定および是正の措置についてコンプライアンス委員会に報告し、取扱いの適正性について評価、検証を受けなければならない。

2 理事長は、通報の取扱いの実効性に対する理事および教職員の信頼性を高めるため、前項に定めるコンプライアンス委員会による評価、検証の結論を理事および教職員に公表する。

以上